

土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制度

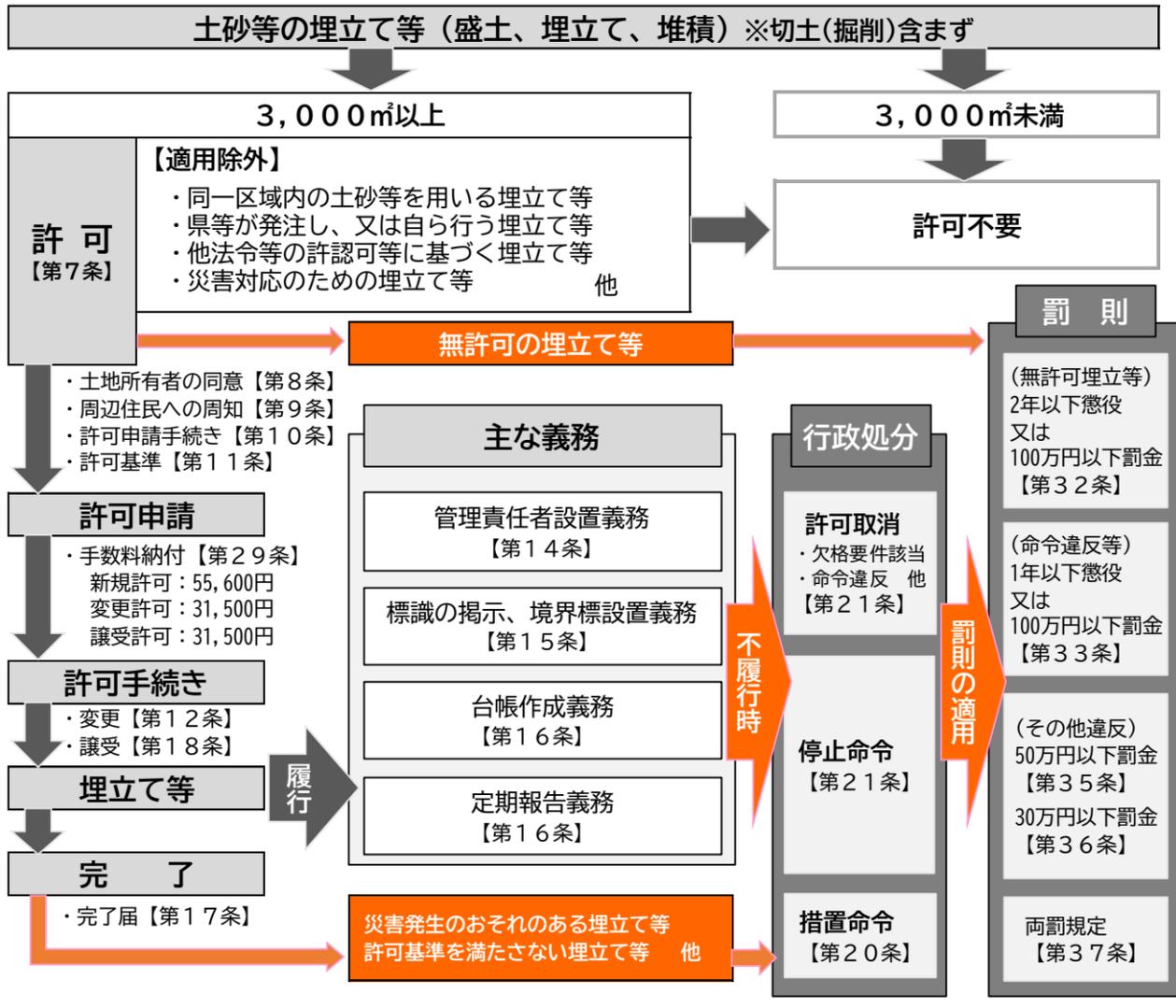
○目的【第1条】

土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保すること

○責務【第3条～第6条】

土砂等の埋立て等を行う者	土地の所有者	土砂等を発生させる者	県
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の防止のための必要な措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の適正な管理 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂の発生抑制、利用促進 埋立て者への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の防止のための施策の推進 市町村への協力

○許可制度【第7条～22条、第29条、第32条～33条、第35～37条】



○土砂等搬入禁止区域の指定【第23条～第25条、第34条、第37条】



土砂等の埋立て等の規制に関する条例

3,000平方メートル以上の土地へ土砂等の埋立て等を行う時は、宮城県の許可を受ける必要があります。



条例の概要

- 土砂等の埋立て等の行為に対する許可制度の採用
- 土砂等の埋立て等に関する基準の明確化
- 違反行為に対する行政処分及び罰則の規定
- 危険な埋立て等に対する土砂等搬入禁止区域の指定

宮城県では、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保するため、令和元年12月に「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の概要

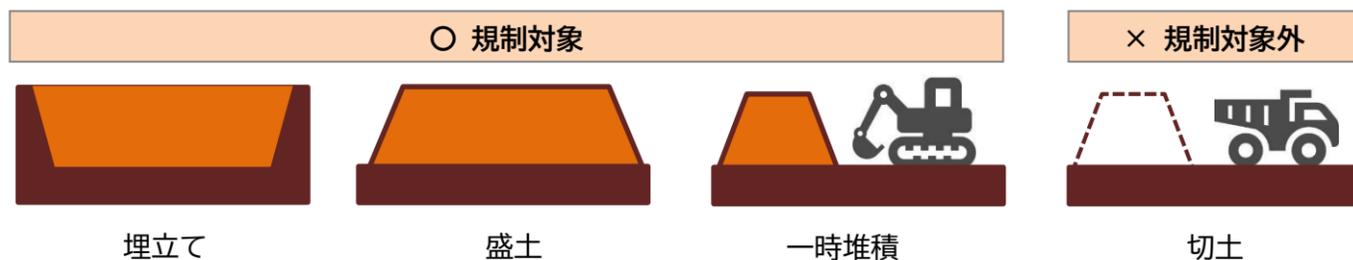
条例制定の背景

- 建設工事に伴い残土として発生した土砂の管理が不十分であるために、残土の崩落や流出事故が発生し、全国的に問題となっています。
- 一方、残土については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用がなく、残土の崩落・流出に対する住民の安全確保を主目的とした法令もないことから、その管理を適切に行わせるため、各自治体では、いわゆる「土砂条例」を制定してきました。
- 宮城県においても、県内の私有地に積み上げられた土砂が河川区域に押し出され、河川管理や漁業に支障を来すおそれのある事案が発生し、問題となっていました。
- こうした背景を踏まえ、宮城県では類似事案の発生を未然に防止し、県民の安全・安心を確保するため、土砂等の崩落等による災害発生の防止を目的とした「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、令和2年4月1日から許可制度を開始しています。



許可が必要な土砂等の埋立て等行為

- 許可の対象
土砂等の埋立て等を行う土地の面積が3,000㎡以上である場合は、許可の対象となります。
- 対象となる土砂等の埋立て等
土地の埋立て、盛土、その他の土砂等の堆積を行う行為が対象となります。
なお、堆積には、ストックヤードやいわゆる「仮置き」を含みます。
- 対象となる土砂等
れき 砂：砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいいます。
れきしつ 土砂等：土砂に混入又は付着している物や、再生土や改良土と称されるものも対象となります。

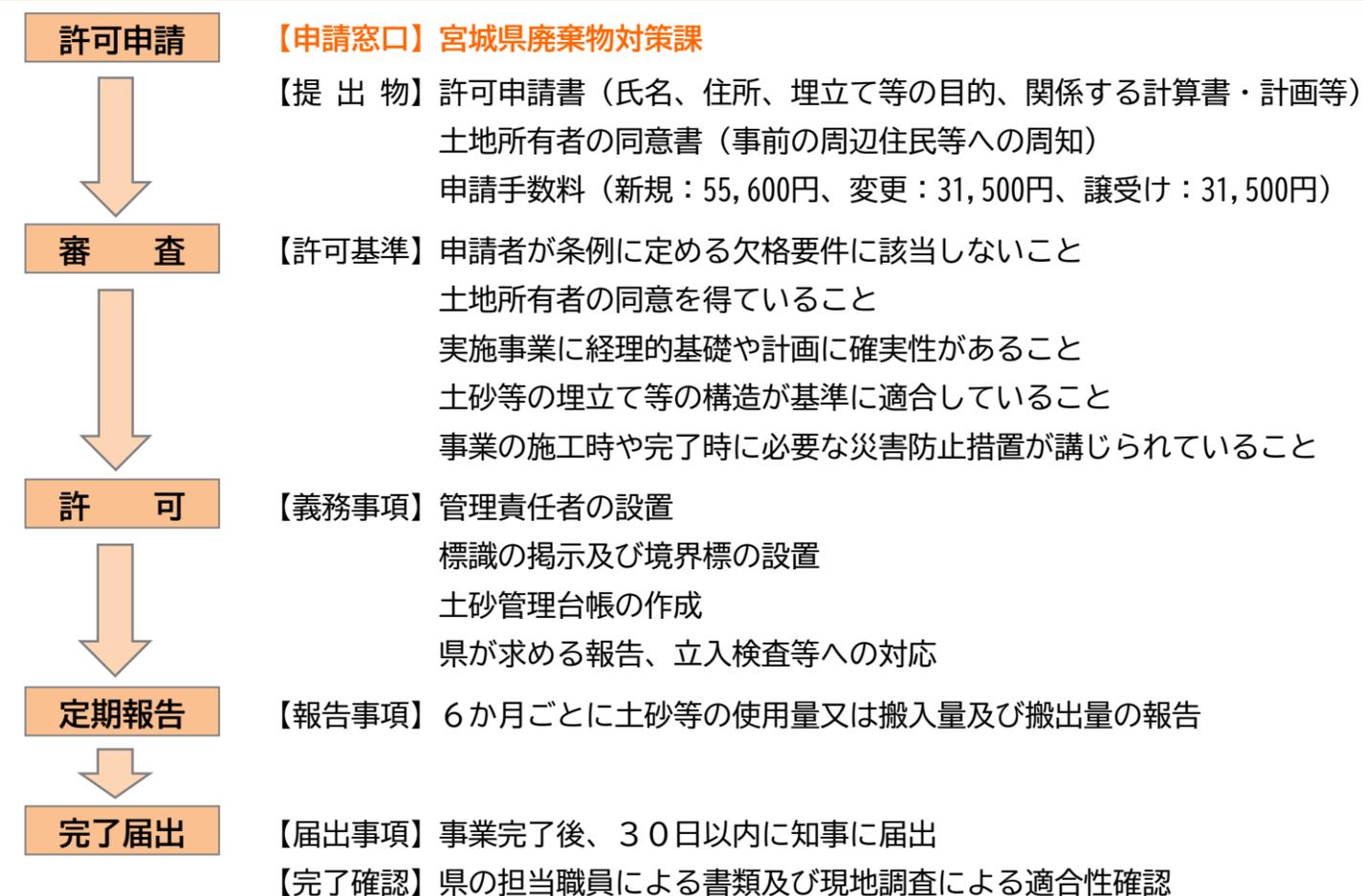


- 許可の適用除外となる土砂等の埋立て等
 - ・ 同一区域内の土砂等を用いるもの
 - ・ 国、県、市町村等が発注するもの、又は国、県、市町村等が自ら行うもの
 - ・ 採石法や砂利採取法など、他法令等の許認可等に基づくもの（条例施行規則第3条に規定）
 - ・ 非常災害に必要な応急措置として行うもの
 - ・ 運動場、駐車場、農地などの施設の機能を維持するために行うもの
 - ・ 施工前の地盤面の最も低い地点と施工後の最も高い地点との垂直距離が1m未満のもの
 - ・ 陶器、ガラス、その他の製品を改造し、又は加工する原材料（改良土等を除く）として使うもの

関係者の責務

- 土砂等の埋立て等を行う方
土砂等の埋立て等を行う際は、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。
- 土地を所有している方
所有している土地で不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう、その土地を適正に管理するように努めなければなりません。
- 土砂等を発生させる方
建設工事に伴う土砂等の発生を抑制し、発生させた土砂等の有効利用に努めなければなりません。
また、発生させた土砂等によって埋立て等が行われる場合には、それらを使用した埋立て等が適正に行われるよう、土砂等の埋立て等を行う方々に協力しなければなりません。

許可手続きの一連の過程



違反行為への罰則等

- 無許可埋立て等及びこれらに対する措置命令違反等 ⇒ 2年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 許可基準違反に対する措置命令及び停止命令違反 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- 土砂等搬入禁止区域への土砂の搬入 ⇒ 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金
- 土砂等管理台帳作成、定期報告義務違反等 ⇒ 50万円以下の罰金
- 軽微変更届出、完了届出義務違反等 ⇒ 30万円以下の罰金